

新潟県庁舎広告掲出事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県公有財産事務取扱規則（昭和48年新潟県規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、知事の管理に属する県庁の建物及び附属施設並びにその敷地（以下「県庁舎」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告物を掲出することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 広告媒体 県庁舎のうち広告物を掲出する場所
- (2) 広告掲出 広告媒体に民間企業等の広告物を掲出すること
- (3) 広告物 民間企業等が広告掲出のために作成した広告
- (4) 協力広告代理店 広告掲出のための広告募集等に協力する広告代理店として第11条の規定により登録名簿に登録された者
- (5) 広告主等 広告掲出の許可を申請する広告主又は広告主から依頼を受けた協力広告代理店
- (6) 広告物検討会議 広告掲出の運営及び広告主、広告物を審査選定する機関
- (7) 広告付き案内板 地方自治法第238条の4第2項第4号に基づき貸し付けた場所に、民間企業等が設置する広告物等を掲出した案内板

(広告物の掲出基準)

第3条 広告掲出する広告物は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、その内容及び表現は、それに相応しい信用性と信頼性を有するものでなければならない。
2 次の各号のいずれかに該当する広告物は、広告媒体に掲出することはできないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義又は主張にあたるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 当該広告事業の内容を、知事が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (9) 美観を害するおそれがあるもの
- (10) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (11) 教育的又は健康的な配慮が必要なもの
- (12) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの

- (13) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (14) 第三者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、掲出する広告として不相当であると知事が認めるもの

3 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲出することができる広告物の具体的な掲出基準は、別に定めるところによるものとする。

(広告掲出期間)

第4条 広告掲出の許可期間は、1年以内とする。ただし、別に定めるところにより継続して掲出できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広告付き案内板への広告掲出の許可期間は、5年以内とする。

(広告掲出希望者の資格)

第5条 広告掲出希望者は、本社又は営業所・店舗等が新潟県内に所在する企業でなければならない。協力広告代理店を通じて広告掲出する者も同様とする。

(広告掲出希望者の募集)

第6条 知事は、その管理する広告媒体に広告を掲出しようとするときは、この要綱及び第3条第3項で定める基準に定めるもののほか、広告掲出に関し必要な事項を定め、次に掲げる募集の条件を明示して、広告掲出を希望する者（以下「広告掲出希望者」）を募集するものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 募集する広告の規格及び数量並びに広告掲出の期間
- (3) 広告掲出の範囲及び基準
- (4) 申込の時期及び方法
- (5) 広告物の使用料

(広告掲出の申込)

第7条 広告掲出希望者は、広告掲出申込書（別記様式第1号）により知事に申し込むものとする。

2 広告付き案内板は、その設置者が広告掲出希望者の取りまとめをして、広告掲出申込書（別記様式第1号の2）により知事に申し込むものとする。

(広告の審査選定)

第8条 知事は、前条による申込があったときは、広告物の内容について第18条に基づく広告物検討会議により審査し、この要綱及び別に定める要領、基準により広告掲出の範囲及び基準に適合するものを選定するものとする。この場合において、広告掲出の申込の数が広告媒体の数を超えるときは、広告掲出期間の長いものを優先することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、広告媒体の性質

等に応じて選定の順位を決定するものとする。

- 3 知事は、第1項の選定に当たっては、その結果等について、申込を行った掲出希望者に通知（別記様式第2号）するものとする。

（覚書の締結）

第9条 知事は、広告掲出の決定をしたときは、当該広告掲出の決定を受けた申込者（「広告主」という。）と覚書（別記様式第3号）を締結するものとする。

- 2 前項の覚書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 広告掲出の内容に関する事
- (2) 広告使用料に関する事項
- (3) 第13条及び第15条に定める事項
- (4) その他必要と定める事項

- 3 前2項の規定にかかわらず、広告付き案内板は、入札により決定した設置者と県有財産賃貸借契約書を締結するものとする。

（広告掲出の許可申請）

第10条 第8条により広告媒体に広告物の掲出の決定を受けた広告主は、規則第6号様式による行政財産使用許可申請書に關係図面その他参考書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 広告付き案内板は、前項の手続きは不要とする。

（協力広告代理店の登録等）

第11条 知事は、広告掲出を効果的・効率的に実施するため、協力広告代理店を新潟県庁舎広告掲出協力広告代理店名簿に登録するものとする。

- 2 前項の協力広告代理店の登録等に関して必要な事項は、別に定める。

（広告物の使用料又は賃貸借料）

第12条 新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年条例第7号。以下「条例」という。）及び新潟県行政財産使用料を定める規則（昭和60年規則第54号）による広告物の使用料は別表のとおりとする。

- 2 広告付き案内板の賃貸借料は、入札により決定した額とする。

（使用料又は賃貸借料の納付方法等）

第13条 広告掲出の許可を受けた広告主等又は広告付き案内板の設置者（以下「使用者」という。）は、当該許可期間に係る使用料又は契約期間に係る賃貸借料を各年度ごとに一括して納入しなければならない。

- 2 使用料又は賃貸借料は、前納とする。ただし、知事が必要と認めるときは、分割し、又はまとめて納めさせるものとする。
- 3 前項のほか、使用料の納付方法、減免、還付の取扱については、条例の定めるところによる。

(使用者の責務)

第 14 条 使用者は、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 使用者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる財産権の全てにつき権利処理が完了していることを県に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、使用者の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(広告内容の修正)

第 15 条 知事は、広告物の内容、デザイン等が法令及びこの要綱の定めに違反し、又は、違反のおそれがあると判断したときは、いつでも使用者に対して広告物の内容、デザイン等の修正を求めることができる。

(使用許可の取消し)

第 16 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者（広告付き案内板の設置者を除く（以下本条及び次条において同じ。））への催告その他何らかの手續を要することなく使用許可を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに使用料の納付がないとき。
 - (2) 指定する期日までに広告掲出がないとき。
 - (3) 第 15 条の規定による広告内容の修正を使用者が行わないとき。
 - (4) 広告内容等が、各種法令またはこの要綱に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、第 17 条の規定によっても解消できないとき。
 - (5) 使用者が県の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき。
 - (6) 使用者が社会的に信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
 - (7) 使用者の倒産、破産等により広告を掲出する必要がなくなったとき。
 - (8) 県の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 前項により広告掲出の許可を取り消されたときは、納付済みの使用料は還付しない。

(使用許可の取り下げ)

第 17 条 使用者は、広告の掲出を取り下げる必要が生じたときは別記様式第 4 号による取下願を知事に提出しなければならない。

- 2 前項により広告掲出の許可を取り下げるときは、納付済みの使用料は還付しない。

(検討会議の設置)

第 18 条 広告掲出の運営及び広告主、広告物を審査選定するため、広告物検討会議を設ける。

- 2 前項の会議の組織及び運営については、別に定める。

(協議)

第 19 条 県有資産を媒体とする広告の実施に関し、この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県及び広告主が誠意をもって協議するものとする。

(その他)

第 20 条 知事は、広告代理店を通じて広告掲出希望者の募集等を行うことができる。

この場合において、広告代理店の募集及び選定並びに広告掲出に係る必要事項は、広告掲出希望者の募集等に関するこの要綱の規定に準じて別に定めるものとする。

2 この要綱及び広告取扱基準に定めるもののほか、県有資産を広告媒体とする広告の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 7 月 15 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 3 月 5 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 11 月 21 日から施行する。

この要綱は、令和元年 11 月 21 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 12 条第 1 項関係)

県庁舎における広告物の使用料

区分	広告媒体	種類	単位	使用料(単位 円)
建 物	西回廊 西玄関ホール	壁広告	広告物の表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	【広告主の場合】 8, 000 【協力広告代理店の場合】
	西回廊 西玄関ホールから 南玄関ホールに至 る吹き抜け通路	懸垂幕	懸垂幕の表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	6, 000
	行政庁舎 エレベーター内 (A系B系)	B 2 ポ スター 枠	1 枠につき 1 月	

備 考

1 表示面積が 1 平方メートルに満たないものは 1 平方メートルとして計算し、また、1 平方メートル未満の端数が生じたときは、小数点第 2 位以下切り捨てとして計算する。

2 使用期間が 1 月に満たないもの及び 1 月未満の端数が生じたときは、その月の使用料は、日割計算とする。